

○厚生労働省告示第二百八十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

- |       |                              |                |                                  |                             |
|-------|------------------------------|----------------|----------------------------------|-----------------------------|
| (397) | 第八号中<br>シロリムス                | (453)を(462)とし、 | (389)から(452)までを(398)から(461)までとし、 | (388)を(396)とし、その次に次のように加える。 |
| (464) | 第八号中<br>ダクラタスビル              | (520)を(530)とし、 | (455)から(519)までを(465)から(529)までとし、 | (454)を(463)とし、その次に次のように加える。 |
| (532) | 第八号中<br>ドラマニド                | (949)を(960)とし、 | (522)から(948)までを(533)から(959)までとし、 | (521)を(531)とし、その次に次のように加える。 |
| (962) | 第八号中<br>ルキノリチニブ              | (968)を(980)とし、 | (951)から(967)までを(963)から(979)までとし、 | (950)を(961)とし、その次に次のように加える。 |
| (982) | 第八号中<br>レボドパ・カルビドパ水和物・エンタカポン | (986)を(999)とし、 | (970)から(985)までを(983)から(998)までとし、 | (969)を(981)とし、その次に次のように加える。 |

- (19) 第八号中(41)を(42)とし、(19)から(40)までを(20)から(41)までとし、(18)の次に次のように加える。
- (44) 第八号中(76)を(78)とし、(43)から(75)までを(45)から(77)までとし、(42)を(43)とし、その次に次のように加える。
- (80) 第八号中(122)を(125)とし、(78)から(121)までを(81)から(124)までとし、(77)を(79)とし、その次に次のように加える。
- (127) 第八号中(165)を(169)とし、(124)から(164)までを(128)から(168)までとし、(123)を(126)とし、その次に次のように加える。
- (171) 第八号中(209)を(214)とし、(167)から(208)までを(172)から(213)までとし、(166)を(170)とし、その次に次のように加える。
- (216) 第八号中(220)を(226)とし、(211)から(219)までを(217)から(225)までとし、(210)を(215)とし、その次に次のように加える。
- (228) 第八号中(343)を(350)とし、(222)から(342)までを(229)から(349)までとし、(221)を(227)とし、その次に次のように加える。
- (352) 第八号中(387)を(395)とし、(345)から(386)までを(353)から(394)までとし、(344)を(351)とし、その次に次のように加える。
- アシナプレビル
- アピラテロン酢酸エステル
- アレクチニブ
- ウメクリジニウム臭化物・ビランテロールトリフェニル酢酸塩
- エフィナコナゾール
- カナグリフロジン
- カルシポトリオール水和物・ベタメタゾンジプロピオン酸エステル
- システアミン